



呉港保安対策総合訓練の実施について

国際埠頭施設の保安対策については、平成13年9月の米国同時多発テロ事件の発生を契機に、国際海事機関（IMO）において、海事分野の保安対策強化を目的とするソーラス条約（海上人命安全条約）の改正が行われました。これに伴い、条約改正を国内において担保するため、平成16年度に「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」が施行され、呉港においても法律に基づいた運用を行っています。当該港湾施設におけるテロ対策訓練等の実施については同法31条及び施行規則第57条により、少なくとも毎年1回、かつ18か月を越えない間隔で実施することが規定されており、呉港保安委員会が呉港の関係機関等と連携を図り、呉港保安対策総合訓練を実施するものです。

1 日 時 令和5年12月19日（火） 14時15分～（1時間30分程度）

2 場 所 川原石南埠頭（呉市築地町 別紙位置図等参照）

3 主 催 呉港保安委員会（呉市港湾漁港課事務局）

4 訓練参加機関

呉市、呉海上保安部、警察署（呉、広）、広島出入国在留管理局、
広島税関支署呉出張所、中国運輸局呉海事事務所、中国地方整備局広島空港整備事務所、
広島検疫所、王子マテリア(株)呉工場、三ツ子島埠頭(株)、呉港振興会、
中国地方港運協会呉支部

5 訓練概要

（1）訓練1

①川原石南埠頭岸壁の作業員から、「銃のような者を持った者が乗船している黒い旗を掲げた船体白色の外国船クルーザーが呉港内を走っている」旨の通報を受け、巡視艇を発動させるとともに呉港保安委員会メンバーに情報共有

②巡視艇等により捜索中、川原石南埠頭において、情報に類似した小型船を発見、立入検査実施のため接近したところ、同船が、突然逃走開始

③外国船クルーザーの発見と逃走情報を受けた警察において、岸壁にて警戒実施

④引き続き外国船クルーザーに対して停船命令を実施するも停船せず、外国船クルーザーから巡視艇に向けて小銃を発砲、巡視艇から逃走を続け、再度の発砲を受け、正当防衛射撃実施

⑤逃走船停船、制圧班により不審者の身柄確保

（2）訓練2

①確保した被疑者から事情聴取したところ、川原石南埠頭に着岸中の貨物船に仲間がいるとの情報を得たことから、貨物船乗組員を上陸させる。

②入国審査官及び税関職員により、パスポート、指紋、手荷物検査の実施を試みたところ、手荷物検査を拒む乗組員が現れる。

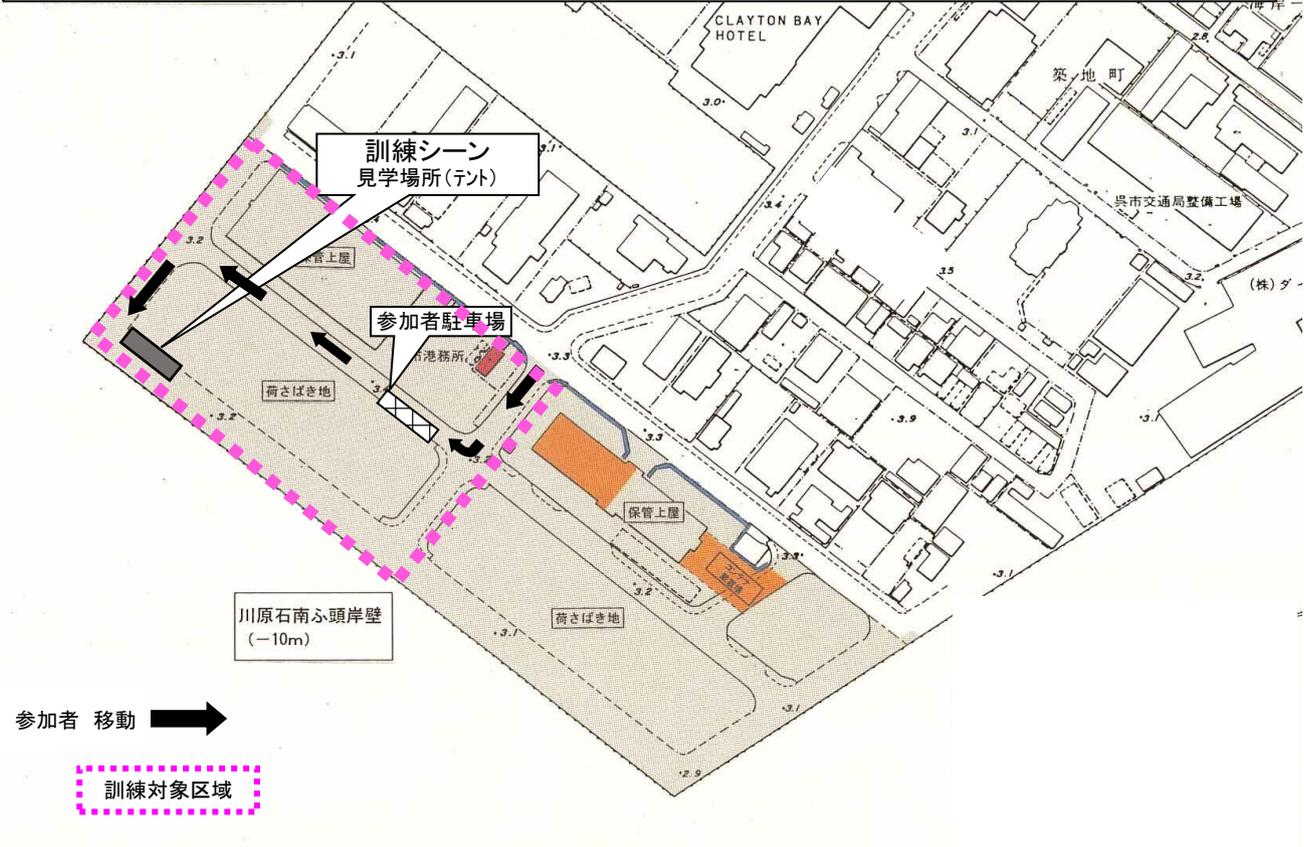
③乗組員は手荷物を置いて逃走を試みるも機動隊員と相対、刃物を取り出し威嚇、攻撃を試みるも機動隊によって制圧・逮捕

④犯人の手荷物確認をしたところ、爆発物と判明。爆発物処理班により爆発処理
訓練終了

※当日取材をご予定の機関は、入構許可証を川原石南埠頭正面ゲートでお渡しいたします。誠に勝手ながら、港湾漁港課まで、事前にご連絡をいただきますようお願いいたします。また、駐車場等の会場施設のご案内も正面ゲート付近で行います。



呉港保安対策総合訓練実施概要図【川原石南埠頭】



【総合訓練 プレス用資料】

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律

(←平成13年9月に発生した米国同時多発テロを契機に改正された「SOLAS条約」に伴い制定)

(ソーラス条約とは)

1. 概要

海上における人命の安全のための国際条約は、海上における人命の安全を守ることを目的とし、船舶の構造、設備、船上で行われるべき措置、安全運行の管理などに係る技術的要件を規定すると同時に、これらの要件に適合していることを確保するための、船舶に対する定期的な検査の実施、検査に合格した船舶に対する証書の発給等について定めている。

なお、我が国は、1980年5月に批准し、条約の発効と同時に我が国についても効力を発生した。

2. 海事分野における保安強化のための SOLAS 条約改正

2001年9月11日の米国同時多発テロ事件を受け、同年11月に開催された国際海事機関(IMO)第22回総会において、米国が海事分野の保安強化を提唱した。

これを踏まえ、2002年2月に海事分野の保安を検討する会合がIMOで開催され、保安強化のためにSOLAS条約を改正することが合意された。

SOLAS条約は、本来、船舶に係る安全事項を担保するものであるが、船舶と併せて港湾施設の保安強化を主張する米国の意向を踏まえ、旅客の乗降、貨物の受渡し等の船舶が関与する事項に係る港湾施設の保安についても、SOLAS条約により担保することを合意された。

その後、2002年12月に開催された、第5回SOLAS条約締約政府会議において、海事分野の保安強化を目的としたSOLAS条約の改正及び(船舶及び港湾施設の国際保安コード)が採択され、2004年7月1日に発効した。

2. 国内法の制定

SOLAS条約及びISPSコードの実施を国内において担保するため、2004年4月、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」を制定した。

同法は、条約上定められた船舶及び港湾施設の保安の確保のために、必要な措置並びに船舶の入港に係る規制に関する措置について規定するものである。

(国際埠頭施設の保安の確保のために必要な措置)

第二十八条 国際埠頭施設の設置者及び管理者（当該国際埠頭施設の管理者が複数あるときは、当該複数の管理者。以下同じ。）は、当該国際埠頭施設に対して行われるおそれがある危害行為を防止するため、次条から第三十三条までに規定するところにより、当該国際埠頭施設の保安の確保のために必要な措置を適確に講じなければならない。

(埠頭指標対応措置)

第二十九条 重要港湾（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第二項に規定する重要港湾をいう。以下同じ。）における国際埠頭施設（国際航海船舶の利用の状況その他の事情を勘案して国土交通省令で定める基準に該当しないものを除く。以下「重要国際埠頭施設」という。）の管理者は、国土交通省令で定めるところにより、埠頭指標対応措置（当該重要国際埠頭施設の保安の確保のために必要な制限区域の設定及び管理、当該重要国際埠頭施設の内外の監視、国際航海船舶に積み込む貨物の管理その他の当該重要国際埠頭施設について国土交通大臣が設定する国際海上運送保安指標に対応して当該重要国際埠頭施設の保安の確保のためにとるべき国土交通省令で定める措置をいう。以下同じ。）を実施しなければならない。

(埠頭訓練)

第三十一条 重要国際埠頭施設の管理者は、国土交通省令で定めるところにより、等該重要国際埠頭施設に係る保安の確保に関する業務に従事する者について、埠頭指標対応措置の実施を確保するために必要な訓練（以下「埠頭訓練」という。）を実施しなければならない。

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則

第五十三条 法第二十九条第一項の国土交通省令で定める基準は、重要港湾における国際埠頭施設が次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 国際航海船舶である旅客船の利用に供する回数が年間一回以上であること
- 二 前号以外の国際航海船舶の利用に供する回数が年間十二回以上であること

第五十七条 法第三十一条の規定による埠頭訓練の実施は、埠頭指標対応措置の実施を確保するため、埠頭保安規程に定めるところにより、少なくとも三月に一回行うものとする。この場合において、水域保安管理者その他の関係者との連携に係る埠頭訓練は、少なくとも毎年一回、かつ、十八月を超えない間隔で行うものとする。

(訓練実施主体について)

呉港保安委員会

港湾保安委員会の目的について

港湾保安委員会は、港湾に係る行政機関・民間事業者等が、日常的に施設の保安の向上及び入出管理の強化に関する連携・協力について話し合い、各機関等が行う施設管理や入出管理に係る所掌事務が全体として一層効果的に遂行されることを目的としたものである。